船橋市排水設備指定工事店 更新提出書類チェック表

指定番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　工事店名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

○・・・必須
△・・・場合により
空白・・・不要

提出書類	工事店チェック欄☑	備考	申請書区分		市記載欄
			法人	個人	
更新提出書類チェック表（本紙）		左欄の「工事店チェック欄」に☑を付けてください	○	○	
排水設備指定工事店指定（指定更新）申請書		様式はホームページからダウンロードできます。 氏名は法人の場合、法人名称・職氏名で記載してください。 例）株式会社　○○　代表取締役　下水道　太郎 実施する工事の種類に○印を付けてください	○	○	
営業所の平面図及び写真並びに付近見取図		様式はホームページからダウンロードできます。 平面図：敷地内配置図、内部見取図 写真　：内部・外部（会社名看板等が識別可能なもの） 付近見取図：最寄りの駅から営業所まで記入。インターネットの地図サービス出力添付でも可 営業所敷地外に倉庫等がある場合は、当該倉庫等の書類を添付してください。	○	○	
営業所が県内に存在することを証する書類		法人）履歴事項全部証明書に営業所の記載がない場合。 個人）個人の住所と、営業所の住所が異なる場合。 例：建物登記事項証明書、建物賃貸借契約書の写し　など	△	△	
機械器具を有することを証する書類		様式はホームページからダウンロードできます。 各用途別に1種類以上の器具を記載してください。 記載は管の切断用・掘削用・埋設用のみで結構です。 複数用途に跨り同一器具を記載いただいても構いません。 管の切断用：金切り鋸、パイプカッター、レシプロソー　など 掘削用：スコップ、シャベル、ツルハシ、油圧ショベル　など 埋設用：転圧器、スコップ、シャベル、油圧ショベル、タコ　など	○	○	
機械器具の写真		管の切断用・採掘用・埋設用の写真のみで結構ですが、 判別可能な鮮明でわかりやすい写真を添付してください。 また、写真余白部分に機械器具名を記載し、機械器具を有することを証する書類と整合するようにしてください。	○	○	
定款または寄附行為の写し ※法人の場合のみ			○		
履歴事項全部証明書 ※法人の場合のみ		発行3か月以内のもの。	○		
住民票の写し		発行3か月以内のもの。		○	
誓約書		様式はホームページからダウンロードできます。 法人の場合、代表者のもの。 氏名は法人の場合、法人名称・職氏名で記載してください。 例）株式会社　○○　代表取締役　下水道　太郎	○	○	
身分証明書		法人の場合、代表者のもの。 市区町村が発行する禁治産・準禁治産・後見登記・破産宣告の有無を証明するもの。 発行3か月以内のもの。	○	○	
専属する責任技術者の 排水設備工事責任技術者証の写し		千葉県下水道協会の責任技術者証の両面の写し。 裏面に、指定工事店名の記入があるもの 更新年度の方は、講習会修了証のコピーも併せて提出してください。 複数名や責任技術者証両面を1枚の用紙で提出することは可能ですが、縮小コピーを行わないこと。	○	○	
専属する責任技術者の 雇用関係を証する書類		代表者は添付不要です。 例：健康保険証の写し［事業所名称の記載があるもの］、 　　住民税特別徴収額決定通知書の写し　など	△	△	
船橋市排水設備指定工事店証の写し		船橋市排水設備指定工事店証がお手元にない場合、再発行が必要です。	○	○	
領収書のコピー（手数料10,000円）		更新手数料（10,000円）につきましては返還できませんのでご了承ください。	○	○	
角型2号封筒、490円分切手		角型2号封筒（490円分切手を貼付、返送先宛名記入）を提出してください。 新しい指定工事店証について： 書類審査及び手数料の納付確認後、更新日の約1週間前に、簡易書留にて交付いたします。 市で使用しているシステムに対応していない漢字（外字）につきましては対応できませんのでご了承ください。	○	○	

※更新書類提出時にこのチェック表も同封してください。

※指定有効期間満了日の60日前（必着）までに提出してください。